

広島県告示第九百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和二年八月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和二年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉田豊栄線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
安芸高田市向原町坂字米丸一九二八番六地先から 安芸高田市向原町坂字重信一九八四番二〇地先まで		七・〇〇〇 二・〇〇〇	一三・五〇〇 一九・七〇〇	一六〇・〇〇	拡幅